

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示 ページ

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課) 1

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の休止の届出 (") 1

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (") 1

○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要 (2件) (経営支援課) 1

公 告

○林業種苗生産事業者講習会の実施 (木材増産推進課) 1

高知県公安委員会規則

◎刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則 2

告 示

高知県告示第61号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年2月13日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日

アイン薬局篠原 南国市篠原1887-3 令5・10・31店

アイン薬局JA 南国市明見538-6 " " "

高知病院前店 アイン薬局明見 南国市明見800-2 " " "

店 四国調剤四万十 四万十市渡川一丁目2-51 " " "

薬局

高知県告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

令和6年2月13日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 休止年月日
古味歯科診療所 高岡郡越知町越知甲1679-2 令5・12・16

高知県告示第63号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和6年2月13日

高知県知事 濱田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和5年11月1日	社会福祉法人ふるさと自然村 南国市岡豊町常通寺島335-3	居宅介護支援事業所さかわ 高岡郡佐川町甲1065番地33 居宅介護支援
"	社会福祉法人ふるさと自然村 南国市岡豊町常通寺島335-3	ヘルパーステーションさかわ 高岡郡佐川町甲1065番地33 訪問介護

高知県告示第64号

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月13日

高知県知事 濱田 省司

1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和5年10月高知県告示第660号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

高知パワーセンター
高知市介良字長丁317-1ほか

3 意見の概要

意見なし

高知県告示第65号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月13日

高知県知事 濱田 省司

1 法第8条第1項の規定により佐川町から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和5年12月高知県告示第810号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ佐川店
高岡郡佐川町甲字山崎384-1ほか

3 意見の概要

意見なし

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させるため、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

令和6年2月13日

高知県知事 濱田 省司

1 開催の日時及び場所

日時	場所
令和6年3月15日（金） 午前9時30分から午後4時30分まで	香美市土佐山田町大平80 高知県立森林技術センター事務室

<p>2 受講対象者 林業生産に利用される樹木の繁殖のために用いられるすぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ等の樹種について、他人に配布する目的をもって種子又は穂木から苗木を養成する事業を営もうとする者</p> <p>3 林業種苗生産事業者講習会の内容 (1) 種苗に関する法令 2時間 (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間 (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間</p> <p>4 受講手数料 14,000円(種苗生産事業者講習会受講申込書(以下「受講申込書」という。)に高知県収入証紙を貼り付けて納付すること。)</p> <p>5 受講申込書の提出場所及び提出期限 受講を希望する者は、受講申込書を令和6年2月22日(木)までに住所地を管轄する林業事務所(高知県中央東林業事務所 嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては、高知県中央東林業事務所 嶺北林業振興事務所)に提出すること。</p> <p>6 受講申込書の配布場所 高知県林業振興・環境部木材増産推進課、各林業事務所及び高知県中央東林業事務所 嶺北林業振興事務所並びに高知県種苗緑化協同組合</p> <p>7 問い合わせ先 高知県林業振興・環境部木材増産推進課(電話番号088-821-4602)</p> <p style="text-align: center;">----- 公安委員会規則 -----</p> <p>刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年2月13日 高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎</p> <p>高知県公安委員会規則第1号 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和29年高知県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 高知県刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則 第1条第1項第2号中「勤務する庶務勤務の」を「勤務し、庶務を担当する」に改め、同条第3項中「第1項及び第2項」を「前2項」に改める。</p>	<p>第2条中「司法警察員は、次のとおり」を「司法警察員及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次に掲げる者」に改める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、令和6年2月15日から施行する。</p>	
---	---	--